【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月4日
【発行者名】	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　三木　桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファースト スクエア
【事務連絡者氏名】	佐井　経堂
【電話番号】	03-5293-3667
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＵＢＳスイス株式オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間：上限500億円 継続申込期間：上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年12月27日付をもって提出した有価証券届出書（平成26年4月24日付、9月10日付および10月10日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、有価証券報告書の提出等に伴う訂正事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

２【訂正箇所および訂正事項】

下線部＿＿＿は本訂正届出書の訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

（3）【発行（売出）価額の総額】

＜訂正前＞

①当初申込期間：上限500億円
②継続申込期間：上限5,000億円
なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

＜訂正後＞

上限5,000億円
なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

（4）【発行（売出）価格】

＜訂正前＞

①当初申込期間：1口当たり1円
②継続申込期間：買付申込受付日の翌営業日の基準価額
基準価額については、後記「（8）申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

（後略）

＜訂正後＞

買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初元本1口＝1円）
基準価額については、後記「（8）申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

（後略）

（5）【申込手数料】

＜訂正前＞

当初申込については1口当たり1円に、継続申込については買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（注）（税抜3.5%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。
※「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。
（注）消費税率に応じて変更となる場合があります。なお、消費税率が5%から8%に変更された際には、3.78%となります。

＜訂正後＞

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.78%（税抜3.5%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。
※「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

（6）【申込単位】

＜訂正前＞

1円または1口単位（当初1口＝1円）を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
※ 「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。
※ 詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

＜訂正後＞

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
※ 「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。
※ 詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

（7）【申込期間】

＜訂正前＞

①当初申込期間：平成26年1月22日から平成26年2月5日まで
②継続申込期間：平成26年2月6日から平成27年5月1日まで
ただし、継続申込期間中は、申込日がスイス取引所の休業日またはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、買付申込の受付けは行いません。
なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

＜訂正後＞

平成26年2月6日から平成27年5月1日まで
ただし、申込日がスイス取引所の休業日またはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、買付申込の受付けは行いません。
なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（9）【払込期日】

＜訂正前＞

①当初申込期間
買付申込者は、当初申込期間中に申込代金を販売会社にお支払いください。当初申込に係る発行価額の総額は、販売会社によって、当初設定日（平成26年2月6日）に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に振り込まれます。
②継続申込期間
買付申込者は、販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。各買付申込受付日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

＜訂正後＞

買付申込者は、販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。各買付申込受付日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

（12）【その他】

＜訂正前＞

（前略）

④当初申込期間中は、当初申込期間の最終日（平成26年2月5日）の販売会社が指定する時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを申込受付分とします。また、継続申込期間中は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までに買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、継続申込期間中は、申込日がスイス取引所の休業日またはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、お申込の受付けを行いません。受付時間を過ぎてからのお申込は翌営業日（上記のお申込の受付けを行わない日を除きます。）扱いとなります。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

④原則として、販売会社の営業日の午後3時までに買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、継続申込期間中は、申込日がスイス取引所の休業日またはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、お申込の受付けを行いません。受付時間を過ぎてからのお申込は翌営業日（上記のお申込の受付けを行わない日を除きます。）扱いとなります。

（後略）

第二部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】
④ファンドの特色

＜訂正前＞

（前略）

＜運用プロセス＞

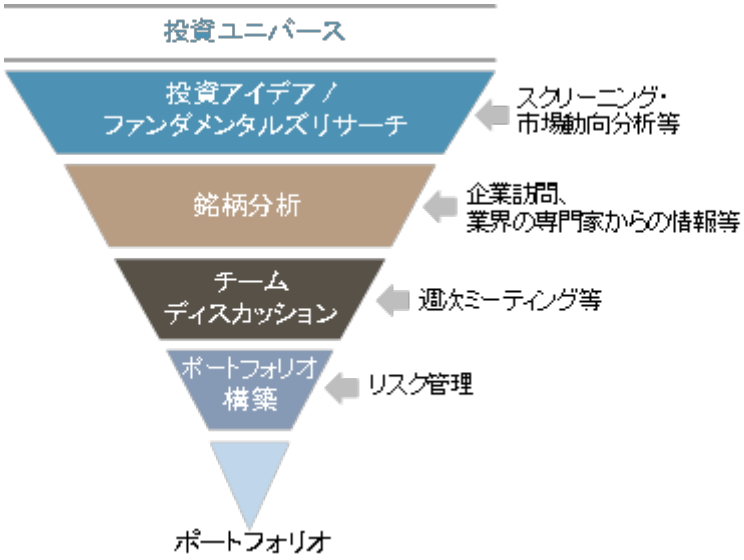

＜訂正後＞

（前略）

＜運用プロセス＞

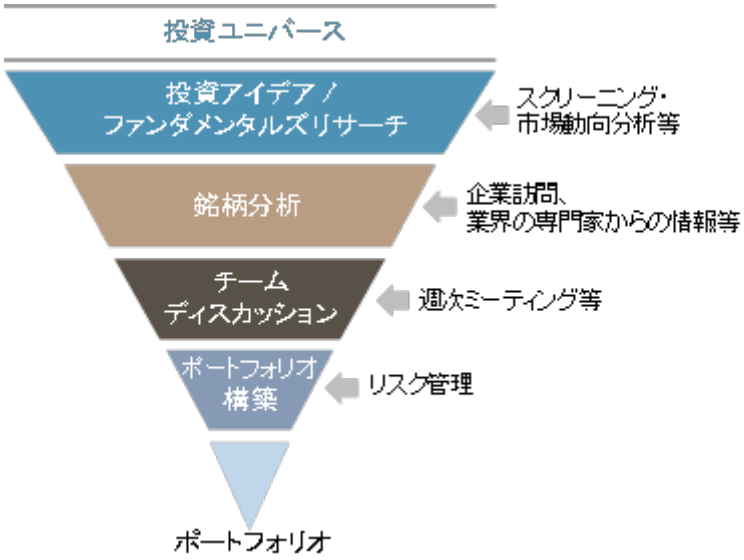

2014年9月末現在

(2)【ファンドの沿革】

＜訂正前＞

平成26年2月6日　信託契約締結、設定日、運用開始（予定）

＜訂正後＞

平成26年2月6日　信託契約締結、設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

＜訂正前＞

②委託会社の概況（平成25年11月末日現在）

（後略）

＜訂正後＞

②委託会社の概況（平成26年9月末日現在）

（後略）

2【投資方針】
(3)【運用体制】
＜訂正前＞

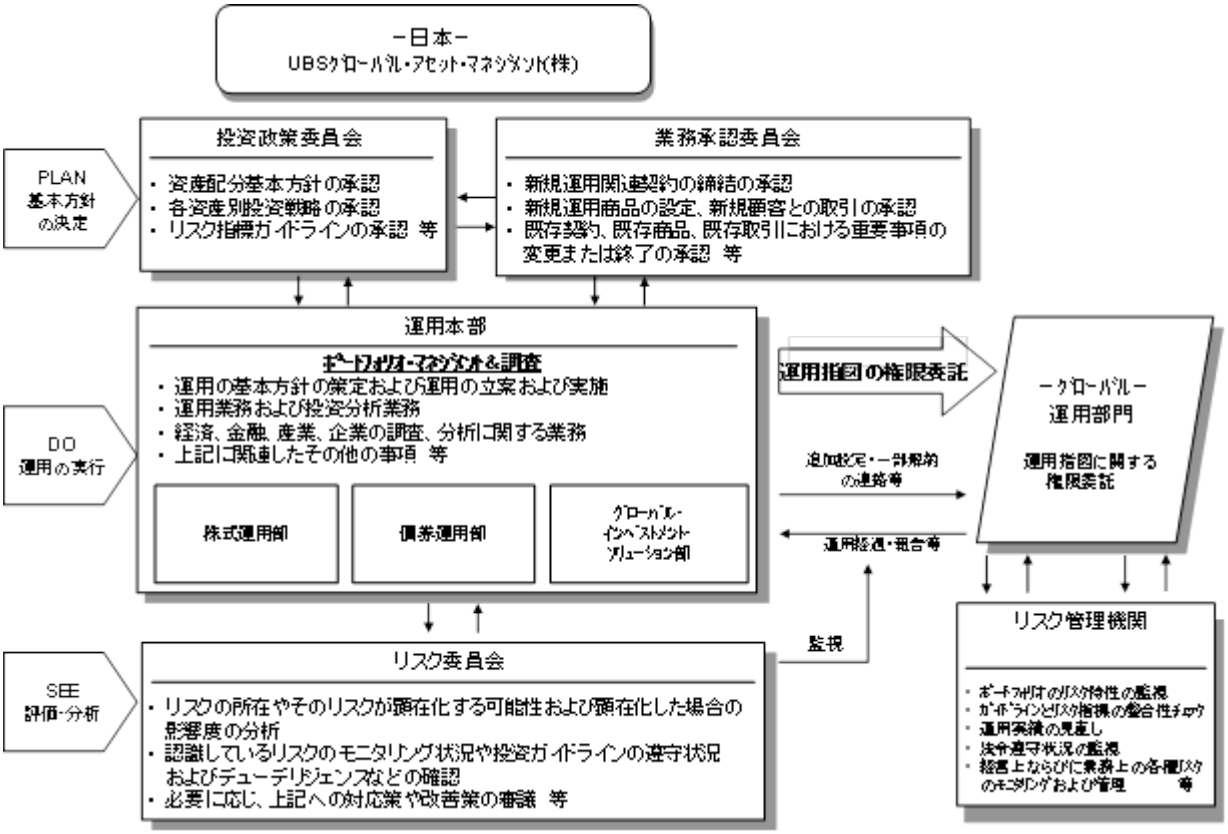

※上記の体制は今後変更される場合があります。　　（平成25年11月末日現在）

＜内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織＞

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル＆コンプライアンス部長、経理部長、またはその代理の8～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識してい

るリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則として議長であるチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーが毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リーガル＆コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

＜訂正後＞

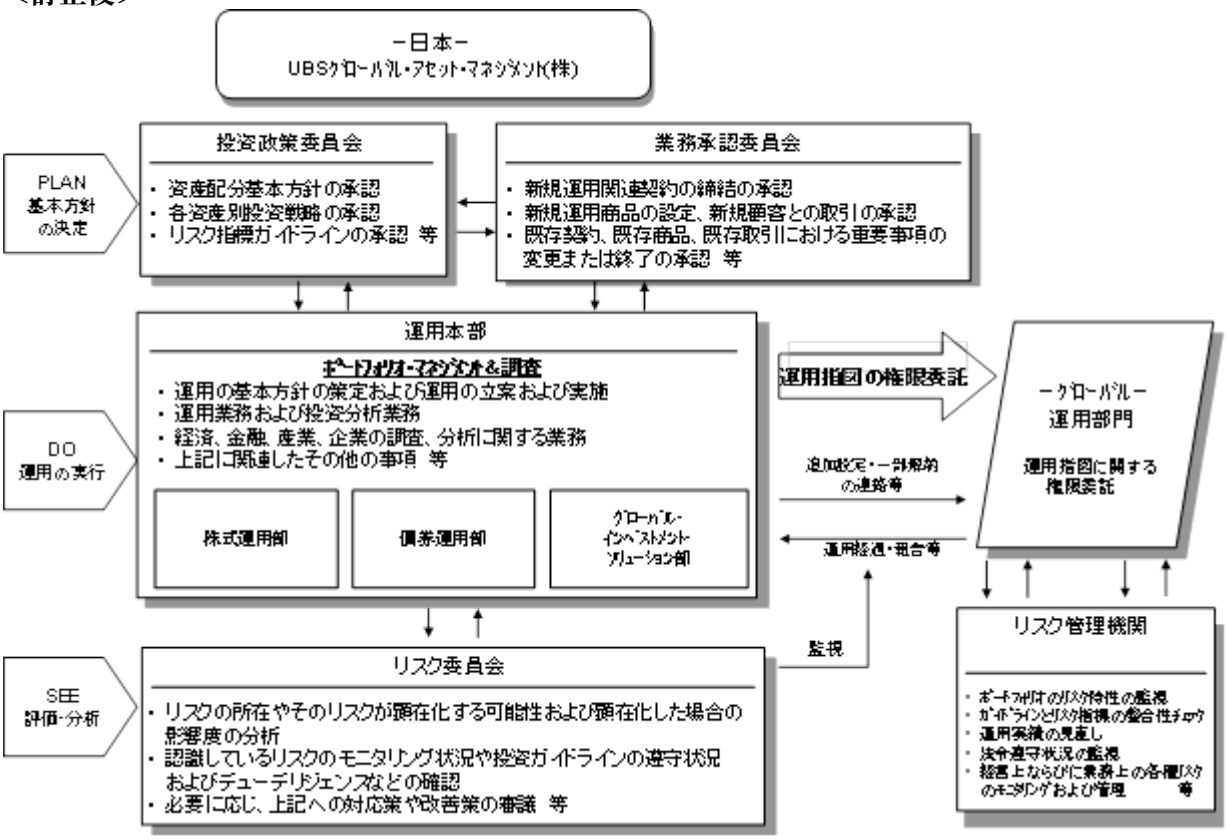

※上記の体制は今後変更される場合があります。　（平成26年9月末日現在）

＜内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織＞

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル＆コンプライアンス部長、リスク管理部長、経理部長等、またはその代理の8～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーまたはリスク管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リスク管理部長、リーガル＆コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

４【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

＜訂正前＞

当初申込については1口当たり1円に、継続申込については買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%(注)（税抜3.5%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。
委託会社のホームページ　http://www.ubs.com/japanfunds/
委託会社の電話番号　03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）
(注)消費税率に応じて変更となることがあります。なお、消費税率が5%から8%に変更された際には、3.78%となります。

＜訂正後＞

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.78%（税抜3.5%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。
委託会社のホームページ　http://www.ubs.com/japanfunds/
委託会社の電話番号　03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(3)【信託報酬等】

＜訂正前＞

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の料率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

（年率表示、カッコ内は税抜表示）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.64325%(注) (1.565%)	0.73500% (0.700%)	0.84000% (0.800%)	0.06825% (0.065%)

(注)消費税率に応じて変更となることがあります。なお、消費税率が5%から8%に変更された際には、1.6902%となります。
※投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

＜訂正後＞

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.6902%（税抜年率1.565%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。
配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	販売会社	受託会社
0.700%	0.800%	0.065%

※投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

＜訂正前＞

課税上は、株式投資信託として取扱われます。
①　個人の受益者に対する課税
[収益分配時]
収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%（注）および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%（注）および地方税5%）

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

＜損益通算＞
一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

＜少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合＞
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。（平成26年1月1日以降）
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座（以下「NISA口座」ということがあります。）を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
なお、NISA口座で公募株式投資信託を購入した場合の分配金の取扱いについては、下記の点にご留意ください。

- NISA口座での投資額が年間100万円以下の元本から支払われる公募株式投資信託の分配金については非課税となります。また、公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻金（特別分配金）に相当する額については、特定口座や一般口座など他の課税口座で管理されても非課税となります。
- 公募株式投資信託の分配金がNISA口座内で再投資される場合、当該再投資額は当初投資元本に加え非課税投資枠に加算されますので、同一元本から発生する分配金再投資であっても、これらの合計額が年間100万円を超える非課税投資枠の利用はできません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税
法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、下記の表の期間に応じた税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%（注））
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%（注））

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

（後略）

＜訂正後＞
課税上は、株式投資信託として取扱われます。
① 個人の受益者に対する課税
[収益分配時]
収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%（注）および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%（注）および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

＜損益通算＞

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

＜少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合＞

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座（以下「NISA口座」ということがあります。）を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
なお、NISA口座で公募株式投資信託を購入した場合の分配金の取扱いについては、下記の点にご留意ください。

- NISA口座での投資額が年間100万円以下の元本から支払われる公募株式投資信託の分配金については非課税となります。また、公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻金（特別分配金）に相当する額については、特定口座や一般口座など他の課税口座で管理されても非課税となります。
- 公募株式投資信託の分配金がNISA口座内で再投資される場合、当該再投資額は当初投資元本に加え非課税投資枠に加算されますので、同一元本から発生する分配金再投資であっても、これらの合計額が年間100万円を超える非課税投資枠の利用はできません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%（注））の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

（後略）

＜参考情報＞

＜更新・訂正後＞

ファンドの費用・税金

［ファンドの費用］

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.78%（税抜3.5%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.3%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用（信託報酬）	日々の純資産総額に年率1.6902%（税抜年率1.565%）を乗じて得た額とします。 配分は以下の通りです。（税抜、年率表示） 委託会社 0.700%　販売会社 0.800%　受託会社 0.065% ※運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。
	その他の費用・手数料	・監査費用および法定手続き（書類の作成、印刷、交付等）に関する費用など（日々の純資産総額に対して上限年率0.1%）を間接的にご負担いただく場合があります。 ※原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ・信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用などが、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

［税金］

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※上記は平成26年9月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※原届出書「第二部　ファンド情報」「第１　ファンドの状況」「５　運用状況」を、以下の内容に更新いたします。

＜更新後＞

５【運用状況】

（1）【投資状況】

（2014年9月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	スイス	916,412,796	100.37
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	△3,446,419	△0.37
合計（純資産総額）	―	912,966,377	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2014年9月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	17,777	9,223.01	163,957,501	10,252.73	182,262,906	19.96
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	22,186	7,740.03	171,720,396	8,008.87	177,684,834	19.46
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,863	30,360.06	147,641,018	32,300.14	157,075,625	17.20
スイス	株式	UBS AG-REG	各種金融	27,274	1,800.51	49,107,346	1,925.12	52,505,753	5.75
スイス	株式	COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMON-REG	耐久消費財・アパレル	3,949	9,813.99	38,755,455	9,090.53	35,898,503	3.93
スイス	株式	ABB LTD-REG	資本財	11,998	2,388.57	28,658,084	2,465.95	29,586,469	3.24
スイス	株式	SYNGENTA AG-REG	素材	822	37,004.30	30,417,537	35,050.32	28,811,365	3.15
スイス	株式	SWISS RE AG	保険	2,715	8,799.89	23,891,702	8,768.33	23,806,027	2.60
スイス	株式	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	各種金融	6,509	2,863.60	18,639,216	3,020.58	19,661,004	2.15
スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	562	30,556.73	17,172,885	32,702.89	18,379,026	2.01
スイス	株式	ADECCO SA-REG	商業・専門サービス	2,424	7,771.94	18,839,202	7,422.01	17,990,964	1.97
スイス	株式	ARYZTA AG	食品・飲料・タバコ	1,667	9,484.96	15,811,435	9,320.67	15,537,557	1.70
スイス	株式	HOLCIM LTD-REG	素材	1,939	8,311.83	16,116,641	7,922.56	15,361,862	1.68
スイス	株式	LONZA GROUP AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,155	11,680.34	13,490,795	13,187.02	15,231,010	1.66
スイス	株式	BALOISE HOLDING AG-REG	保険	1,061	12,726.69	13,503,028	14,107.58	14,968,145	1.63
スイス	株式	SIKA AG-BR	素材	38	393,433.39	14,950,469	379,615.92	14,425,405	1.58
スイス	株式	ACTELION LTD-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,127	12,770.51	14,392,369	12,784.27	14,407,880	1.57
スイス	株式	DKSH HOLDING LIMITED	商業・専門サービス	1,364	8,213.34	11,202,998	8,135.44	11,096,752	1.21
スイス	株式	HELVETIA HOLDING AG-REG	保険	183	51,153.78	9,361,142	53,795.22	9,844,526	1.07
スイス	株式	SWATCH GROUP AG/THE-REG	耐久消費財・アパレル	976	10,376.10	10,127,075	9,683.14	9,450,745	1.03

スイス	株式	OC OERLIKON CORP AG-REG	資本財	6,781	1,416.53	9,605,549	1,386.59	9,402,491	1.02
スイス	株式	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	保険	328	24,364.87	7,991,678	26,258.97	8,612,943	0.94
スイス	株式	GEORG FISCHER AG-REG	資本財	130	66,711.52	8,672,498	64,784.40	8,421,973	0.92
スイス	株式	CLARIANT AG-REG	素材	3,686	1,878.71	6,924,957	1,851.47	6,824,542	0.74
スイス	株式	DUFRY AG-REG	小売	409	17,684.85	7,233,105	16,535.55	6,763,044	0.74
スイス	株式	SFS GROUP AG	資本財	607	7,779.19	4,721,973	7,767.22	4,714,706	0.51
スイス	株式	EFG INTERNATIONAL AG	各種金融	4,255	1,205.44	5,129,153	1,088.56	4,631,832	0.50
スイス	株式	KUONI REISEN HLDG-REG(CAT B)	消費者サービス	103	34,066.02	3,508,801	29,659.29	3,054,907	0.33

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率　（2014年9月30日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	素材	7.16
		資本財	5.70
		商業・専門サービス	3.18
		耐久消費財・アパレル	4.96
		消費者サービス	0.33
		小売	0.74
		食品・飲料・タバコ	21.16
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	40.41
		各種金融	8.41
		保険	8.28
合計			100.37

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価比率をいいます。
(注)当ファンドの追加・解約と有価証券売買の計上タイミングがずれること等により、一時的に100%超の数値となる場合があります。

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。（2014年9月30日現在）

③【その他投資資産の主要なもの】
（為替予約取引）　（2014年9月30日現在）

資産の種類	通貨	買建/売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	スイス・フラン	買建	208,700.00	24,013,022	24,013,022	2.63

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3)【運用実績】
①【純資産の推移】
2014年9月30日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	1口当たり純資産額（円）（分配落）	1口当たり純資産額（円）（分配付）

第1期計算期間末（2014年8月5日）	601	616	1.0030	1.0280
2014年2月末日	459	―	1.0564	―
2014年3月末日	461	―	1.0605	―
2014年4月末日	515	―	1.0727	―
2014年5月末日	587	―	1.0808	―
2014年6月末日	623	―	1.0654	―
2014年7月末日	629	―	1.0521	―
2014年8月末日	741	―	1.0411	―
2014年9月30日	912	―	1.0675	―

②【分配の推移】

期　間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	0.0250

③【収益率の推移】

期　間	収益率（%）
第1期計算期間	2.8

(4)【設定及び解約の実績】

期　間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	602,157,547	2,734,147

（注）第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。
（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

＜参考情報＞

基準価額・純資産の推移（2014年9月30日現在）

※基準価額（分配金再投資）は運用管理費用（信託報酬）控除後、税引前分配金を再投資したものとして算出。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

2014年8月	250円
設定来累計	250円

主要な資産の状況（2014年9月30日現在）

組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	投資比率
1	NOVARTIS AG-REG	医薬品・ﾊﾞｲｵﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾗｲﾌｻｲｴﾝｽ	19.96%
2	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	19.94%
3	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・ﾊﾞｲｵﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾗｲﾌｻｲｴﾝｽ	17.20%
4	UBS AG-REG	各種金融	5.75%
5	COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMON-REG	耐久消費財・アパレル	3.93%
6	ABB LTD-REG	資本財	3.24%
7	SYNGENTA AG-REG	素材	3.15%
8	SWISS RE AG	保険	2.60%
9	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	各種金融	2.15%
10	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	2.01%

※投資比率はファンドの純資産総額に占める割合。
※業種は、ブルームバーグ業種分類に基づいています。

業種別投資比率

業種	投資比率
素材	7.16%
資本財	5.70%
商業・専門サービス	3.18%
耐久消費財・アパレル	4.96%
消費者サービス	0.33%
小売	0.74%
食品・飲料・タバコ	21.16%
医薬品・ﾊﾞｲｵﾃｸﾉﾛｼﾞｰ・ﾗｲﾌｻｲｴﾝｽ	40.41%
各種金融	8.41%
保険	8.28%
合計(注)	100.37%

（注）当ファンドの追加・解約と有価証券売買の計上タイミングがずれること等により、一時的に100%超の数値となる場合があります。

年間収益率の推移（2014年9月30日現在）

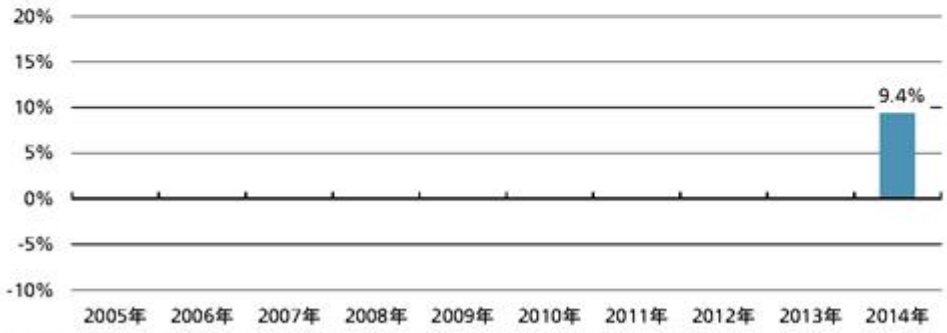

※2014年については、当初設定日（2014年2月6日）から9月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

＜訂正前＞

（申込期間）

・　当初申込期間：平成26年1月22日から平成26年2月5日まで

・　継続申込期間：平成26年2月6日から平成27年5月1日まで

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（買付申込の受付け）

・ 当初申込期間中は、当初申込期間の最終日（平成26年2月5日）の販売会社が指定する時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを申込受付分とします。また、継続申込期間中は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までに買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。

・ 「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

※　買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、当初設定については設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（買付単位）

・ 1円または1口単位（当初1口＝1円）を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※　「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。

※　詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。
委託会社のホームページ　http://www.ubs.com/japanfunds/
委託会社の電話番号　03-5293-3700　（営業日の9：00～17：00）

（買付価額）

・ 当初申込期間：1口当たり1円

・ 継続申込期間：買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

※「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基準価額とします。

（後略）

＜訂正後＞

（申込期間）

・　平成26年2月6日から平成27年5月1日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（買付申込の受付け）

・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。

・ 「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

※　買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等

の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（買付単位）

・ 1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※ 「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。

※ 詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。
委託会社のホームページ　http://www.ubs.com/japanfunds/
委託会社の電話番号　03-5293-3700　（営業日の9：00～17：00）

（買付価額）

・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。（当初元本1口＝1円）

※「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基準価額とします。

（後略）

3【資産管理等の概要】

(4)【計算期間】

＜訂正前＞

原則として毎年2月6日から8月5日まで、および8月6日から翌年2月5日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は翌営業日までとします。なお、第1期決算日は平成26年8月5日とします。

＜訂正後＞

原則として毎年2月6日から8月5日まで、および8月6日から翌年2月5日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は翌営業日までとします。

※原届出書「第二部　ファンド情報」「第３　ファンドの経理状況」を、以下の内容に更新いたします。
＜更新後＞

第３【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。なお、第1期計算期間は信託約款第39条により、平成26年2月6日から平成26年8月5日までとなっております。

(3)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成26年2月6日から平成26年8月5日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ＵＢＳスイス株式オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	当期 平成26年 8月 5日現在
	金額
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	45,190,900
株式	677,841,593
未収入金	1,736,382
未収利息	24
流動資産合計	724,768,899
資産合計	724,768,899
負債の部	
流動負債	
未払金	104,096,534
未払収益分配金	14,985,585
未払受託者報酬	184,405
未払委託者報酬	4,255,479
その他未払費用	43,789
流動負債合計	123,565,792
負債合計	123,565,792
純資産の部	
元本等	
元本	599,423,400
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,779,707
(分配準備積立金)	1,628,939
元本等合計	601,203,107
純資産合計	601,203,107
負債純資産合計	724,768,899

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期 自　平成26年 2月 6日 至　平成26年 8月 5日
	金額
営業収益	
受取配当金	5,929,733
受取利息	2,090
有価証券売買等損益	2,434,427
為替差損益	1,308,025
営業収益合計	9,674,275
営業費用	
受託者報酬	184,405
委託者報酬	4,255,479
その他費用	849,638
営業費用合計	5,289,522
営業利益又は営業損失(△)	4,384,753
経常利益又は経常損失(△)	4,384,753
当期純利益又は当期純損失(△)	4,384,753
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	108,761
期首剰余金又は期首欠損金(△)	－
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,545,134
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,545,134
剰余金減少額又は欠損金増加額	55,834
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	55,834
分配金	14,985,585
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,779,707

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
1.有価証券の評価基準及び評価方法
株式
移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法
為替予約取引
個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4.収益及び費用の計上基準
有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準
約定日基準で計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1)外貨建取引等の処理基準
外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
(2)金融商品の時価に関する補足情報
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	当期 平成26年 8月 5日現在
1.計算期間末日における受益権の総数	599,423,400口
2.計算期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0030円 (10,030円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自　平成26年 2月 6日 至　平成26年 8月 5日
1.分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(2,646,941円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(1,629,051円)、信託約款に規定される収益調整金(12,489,300円)、および分配準備積立金(0円)より分配対象収益は、16,765,292円(１万口当たり279円) であり、うち14,985,585円(１万口当たり250円)を分配金額としております。

2.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるファンドの受益証券の純資産総額に年率0.21%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額

(金融商品に関する注記)

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自　平成26年 2月 6日 至　平成26年 8月 5日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、株式等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式等、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成26年 8月 5日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	当期 平成26年 8月 5日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	2,285,021
合計	2,285,021

(デリバティブ取引等に関する注記)
当期（平成26年8月5日現在）
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
当期（自 平成26年 2月 6日　至 平成26年 8月 5日）
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	当期 自　平成26年 2月 6日 至　平成26年 8月 5日
元本の推移	
期首元本額	435,000,000円
期中追加設定元本額	167,157,547円
期中一部解約元本額	2,734,147円

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表
①　株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
スイス・フラン	CLARIANT AG-REG	3,010	16.33	49,153.30	
	HOLCIM LTD-REG	1,539	72.45	111,500.55	
	SIKA AG-BR	30	3,432.00	102,960.00	
	SYNGENTA AG-REG	762	322.30	245,592.60	
	ABB LTD-REG	9,373	20.62	193,271.26	

	GEORG FISCHER AG-REG	103	575.50	59,276.50	
	OC OERLIKON CORP AG-REG	5,389	12.25	66,015.25	
	SFS GROUP AG	450	67.30	30,285.00	
	ADECCO SA-REG	1,925	67.55	130,033.75	
	COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMON-REG	3,090	85.40	263,886.00	
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	778	89.95	69,981.10	
	KUONI REISEN HLDG-REG (CAT B)	87	302.75	26,339.25	
	DUFRY AG-REG	334	154.10	51,469.40	
	ARYZTA AG	1,323	82.65	109,345.95	
	NESTLE SA-REG	18,010	66.55	1,198,565.50	
	ACTELION LTD-REG	894	111.10	99,323.40	
	LONZA GROUP AG-REG	917	99.05	90,828.85	
	NOVARTIS AG-REG	13,996	78.55	1,099,385.80	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	3,828	261.10	999,490.80	
	VALIANT HOLDING AG-REG	167	84.05	14,036.35	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	5,172	24.68	127,644.96	
	EFG INTERNATIONAL AG	3,342	10.60	35,425.20	
	UBS AG-REG	21,724	15.48	336,287.52	
	BALOISE HOLDING AG-REG	979	108.00	105,732.00	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	126	439.50	55,377.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	190	206.80	39,292.00	
	SWISS RE AG	2,116	76.65	162,191.40	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	446	262.10	116,896.60	
	小計			5,989,587.29 (677,841,593)	
合計				677,841,593 (677,841,593)	

② 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

(注)
1.通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額です。
2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計額に対する比率
スイス・フラン	株式	28銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成26年9月30日現在）

Ⅰ　資産総額	986,473,162　円
Ⅱ　負債総額	73,506,785　円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	912,966,377　円
Ⅳ　発行済口数	855,231,337　口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0675　円

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

＜訂正前＞
（平成25年11月末日現在）

（中略）

② 投資運用の意思決定機構

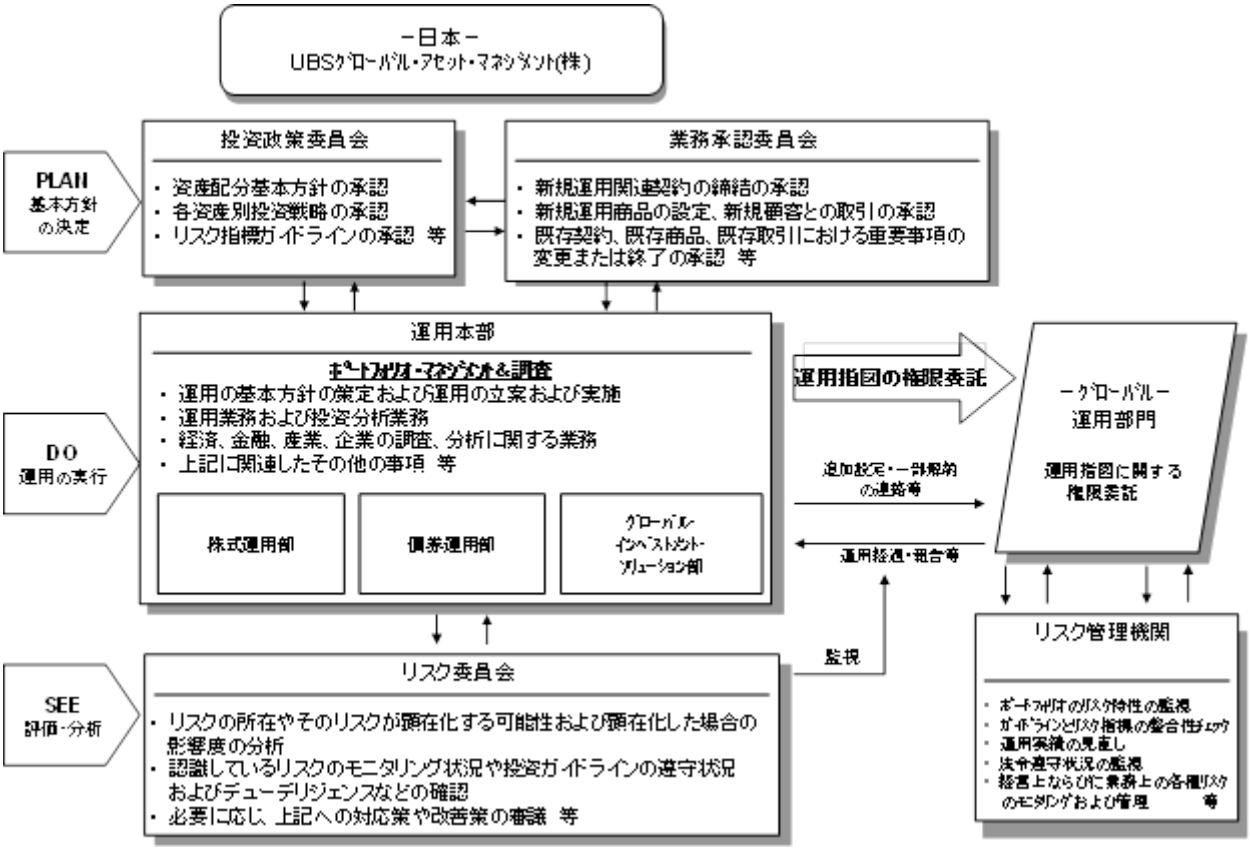

（平成25年11月末日現在）

※上記は今後変更される場合があります。

＜訂正後＞
（平成26年9月末日現在）

（中略）

② 投資運用の意思決定機構

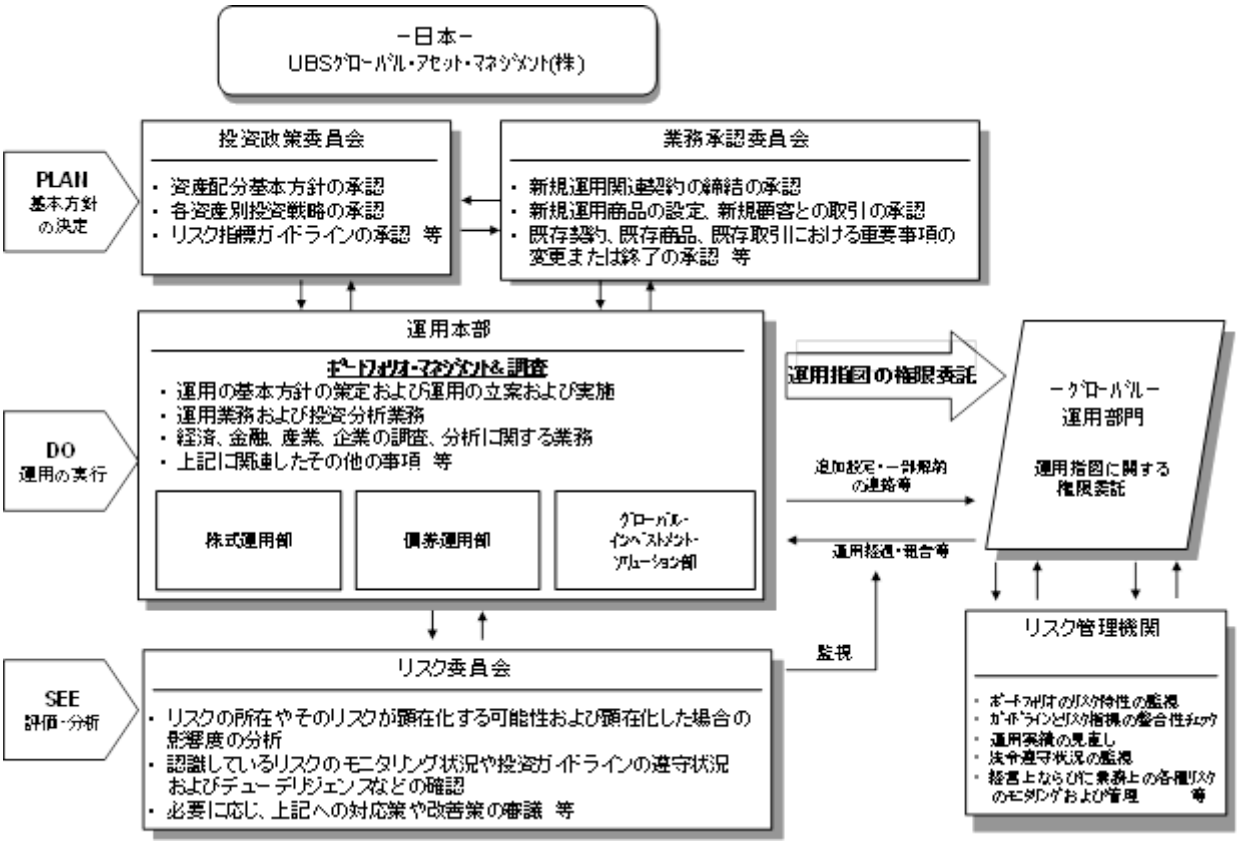

（平成26年9月末日現在）

※上記は今後変更される場合があります。

※原届出書「第三部　委託会社等の情報」「第１　委託会社等の概況」「２　事業の内容及び営業の概況」を、以下の内容に更新いたします。

２【事業の内容及び営業の概況】

＜更新後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。
委託会社の運用する証券投資信託は平成26年9月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	90	1,055,344
合計	90	1,055,344

※原届出書「第三部　委託会社等の情報」「第１　委託会社等の概況」「３　委託会社等の経理状況」について、以下の内容に更新・訂正致します。

３【委託会社等の経理状況】

1.　財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2.　監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財 務 諸 表

(1) 【貸借対照表】

期別		第18期（平成25年3月31日）		第19期（平成26年3月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金	*1		3,354,581		3,593,088
未収入金	*1		458,392		274,875
未収委託者報酬			1,451,992		1,471,950
未収運用受託報酬	*1		557,253		351,421
その他未収収益	*1		773,957		784,469
繰延税金資産			89,830		95,700
その他			37,018		10,478
流動資産計			6,723,024		6,581,983
固定資産					
投資その他の資産			437,610		375,900
繰延税金資産		417,610		355,900	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			437,610		375,900
資産合計			7,160,634		6,957,883

期別		第18期（平成25年3月31日）		第19期（平成26年3月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
（負債の部）					
流動負債					
預り金			372,353		178,599
未払金			-		96,973
未払費用	*1		1,675,669		1,471,238
未払消費税			34,551		31,430
未払法人税等			489,884		593,891
賞与引当金			114,351		158,967
その他			2,294		7,719
流動負債計			2,689,104		2,538,821
固定負債					
退職給付引当金			226,251		145,141
固定負債計			226,251		145,141
負債合計			2,915,356		2,683,962
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			2,045,278		2,073,920
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,495,278		1,523,920	
繰越利益剰余金		1,495,278		1,523,920	
純資産合計			4,245,278		4,273,920
負債・純資産合計			7,160,634		6,957,883

(2) 【損益計算書】

期別		第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）		第19期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
営業収益					
委託者報酬			9,270,358		9,019,887
運用受託報酬	*1		1,586,058		1,306,649
その他営業収益	*1		2,139,484		2,316,745
営業収益計			12,995,901		12,643,283
営業費用					
支払手数料			4,688,873		4,407,229
広告宣伝費			108,267		86,395
調査費			88,373		95,783
営業雑経費			105,939		174,855
通信費		7,470		9,679	
印刷費		1,330		40,042	
協会費		13,240		13,793	
その他	*1	83,898		111,340	
営業費用計			4,991,454		4,764,264
一般管理費					
給料			2,673,693		2,583,994
役員報酬		215,114		219,904	
給料・手当	*1	1,737,508		1,636,386	
賞与		721,070		727,702	
交際費			87,508		98,959
旅費交通費			82,826		90,322
租税公課			36,161		36,099
不動産賃借料			348,848		248,841
退職給付費用			152,133		83,238
事務委託費	*1		2,019,103		1,990,735
諸経費			66,771		94,901
一般管理費計			5,467,047		5,227,092
営業利益			2,537,400		2,651,926
営業外収益					
受取利息		284		415	
為替差益		－		49,982	
雑収入		82		1,965	
営業外収益計			367		52,363
営業外費用					
為替差損		19,768		－	
雑損失		－		53	
営業外費用計			19,768		53
経常利益			2,517,999		2,704,235
特別損失					
ファンド関連費用償却損		－		98,750	
特別損失計			－		98,750
税引前当期純利益			2,517,999		2,605,484
法人税、住民税及び事業税			960,280		1,026,282
法人税等調整額			78,420		55,840
当期純利益			1,479,299		1,523,362

(3) 【株主資本等変動計算書】

第18期　（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）　(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	2,200,000	550,000	2,715,979	5,465,979	5,465,979
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 2,700,000	△ 2,700,000	△ 2,700,000
当期純利益			1,479,299	1,479,299	1,479,299
事業年度中の変動額合計			△ 1,220,700	△ 1,220,700	△ 1,220,700
当期末残高	2,200,000	550,000	1,495,278	4,245,278	4,245,278

第19期　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）　(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	2,200,000	550,000	1,495,278	4,245,278	4,245,278
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,494,720	△ 1,494,720	△ 1,494,720
当期純利益			1,523,362	1,523,362	1,523,362
事業年度中の変動額合計			28,642	28,642	28,642
当期末残高	2,200,000	550,000	1,523,920	4,273,920	4,273,920

［注　記　事　項］

（重要な会計方針）

1.　引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

第18期 （平成25年3月31日）	第19期 （平成26年3月31日）
6,006千円	5,092千円

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、支給倍率基準によっております。

②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)　消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年5月17日)

・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

（貸借対照表関係）

*1　関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	第18期 （平成25年3月31日）	第19期 （平成26年3月31日）
現金・預金	286,996	200,740
未収入金	-	6,358
未収運用受託報酬	11,206	34,968
その他未収収益	239,146	140,489
未払費用	88,662	87,064

（損益計算書関係）

*1　関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。
その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（単位：千円）

	第18期 （自　平成24年4月 1日 至　平成25年3月31日）	第19期 （自　平成25年4月 1日 至　平成26年3月31日）
運用受託報酬	12,315	41,667
その他営業収益	312,524	287,882
営業雑経費 その他	67,498	42,504
給料・手当	6,984	11,082
事務委託費	241,352	223,284

（株主資本等変動計算書関係）

第18期　（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

1．　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2．　配当に関する事項

（1）　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日定時株主総会	普通株式	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

（2）　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第18期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	第18期定時株主総会の翌日

第19期　（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2．　配当に関する事項

（1）　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日定時株主総会	普通株式	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	平成25年6月28日

（2）　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第19期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,522,800	70,500	平成26年3月31日	第19期定時株主総会の翌日

（金融商品関係）

1．　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2．　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第18期　（平成25年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,354,581	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	557,253	-
その他未収収益	773,957	773,957	-
資産計	6,137,783	6,137,783	-
未払費用	1,675,669	1,675,669	-
未払法人税等	489,884	489,884	-
負債計	2,165,553	2,165,553	-

第19期　（平成26年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,593,088	3,593,088	-
未収委託者報酬	1,471,950	1,471,950	-
未収運用受託報酬	351,421	351,421	-
その他未収収益	784,469	784,469	-
資産計	6,200,929	6,200,929	-
未払費用	1,471,238	1,471,238	-
未払法人税等	593,891	593,891	-
負債計	2,065,130	2,065,130	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（注）2．金銭債権の決算日後の償還予定額

第18期　（平成25年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	-
その他未収収益	773,957	-
合計	6,137,783	-

第19期　（平成26年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,593,088	-
未収委託者報酬	1,471,950	-
未収運用受託報酬	351,421	-
その他未収収益	784,469	-
合計	6,200,929	-

（退職給付関係）

前事業年度　（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

1.　採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2.　退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

(1) 退職給付債務	1,140,689
(2) 年金資産	914,437
(3) 退職給付引当金	226,251

3.　退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

(1) 勤務費用	143,801
(2) 利息費用	7,914
(3) 期待運用収益	△2,977
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	△29,824
(5) 過去勤務債務	-
小計	118,914
(6) 確定拠出年金拠出額	9,606
(7) 特別退職金	23,613
合計	152,133

4.　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1)　退職給付見込額の期間配分方法　　支給倍率基準

(2)　割引率　0.395%

(3)　期待運用収益率　0.58%

(4)　過去勤務債務の処理年数　　発生時一括処理

(5)　数理計算上の差異の処理年数　　発生時一括処理

当事業年度（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1.　採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2.　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,140,689
勤務費用	136,345
利息費用	3,170
数理計算上の差異の当期発生額	△12,800
退職給付の支払額	△173,911
過去勤務費用の当期発生額	-

退職給付債務の期末残高	1,093,492

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	914,437
期待運用収益	3,397
数理計算上の差異の当期発生額	67,150
事業主からの拠出額	137,277
退職給付の支払額	△173,911
年金資産の期末残高	948,351

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,093,492
年金資産	△948,351
小計	145,141
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,141
退職給付引当金	145,141
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,141

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	136,345
利息費用	3,170
期待運用収益	△3,397
数理計算上の差異の費用処理額	△79,950
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	56,167

(注)上記の他、特別退職金15,800千円を退職給付費用として処理しております。

(5)　年金資産に関する事項

①　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	80%
株式	17%
その他	3%
合計	100%

②　長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.68%

期待運用収益率　0.58%

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、11,271千円でありました。

（税効果会計関係）

1．　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第18期 （平成25年3月31日）	第19期 （平成26年3月31日）
繰 延 税 金 資 産		
未 払 費 用	5,970	550
未払事務所税	2,750	2,550
減価償却超過額	18,760	14,100
未払事業税	41,120	41,350
株式報酬費用	196,020	190,850
退職給付引当金	201,060	149,200
賞与引当金	39,980	51,250
その他	1,780	1,750
評価性引当額	-	-
合計	507,440	451,600

2．　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	第18期 （平成25年3月31日）	第19期 （平成26年3月31日）
法定実効税率	38.01%	38.01%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.13%	2.75%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.47%
その他	0.11%	0.30%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	41.25%	41.53%

3．　法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないこととなりました。　これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更しております。

その結果、繰延税金資産の金額は 12,128千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額は同額増加しております。

（セグメント情報等）

1．　セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)　地域に関する情報

売上高

第18期　（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,223,314千円	1,752,779千円	749,450千円	3,725,543千円

委託者報酬 9,270,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第19期　（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,052,810千円	1,747,691千円	822,893千円	3,623,395千円

委託者報酬 9,019,887千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。
（注）　営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3)　主要な顧客に関する情報

第18期　（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,502,229千円	投資運用

第19期　（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,449,556千円	投資運用

（注）　委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）　UBSは、法人・機関投資家および個人のお客様向けに、世界の主要な金融センターを含む５０カ国以上にて金融サービスを提供する、世界有数の金融機関です。

（関連当事者情報）

1.　関連当事者との取引

第18期　（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）
(1)　親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ユービーエスエイジー（ロンドン証券取引所他上場）	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	（被所有）100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ		現金・預金	298,998
							増加	2,520,087		
							減少	4,919,989		
							運用受託報酬	12,315	未収運用受託報酬	11,208
							その他営業収益	312,524	その他未収収益	239,148
							給料・手当	8,984	未払費用	33,882
							営業雑費用－その他	87,498		
							事務委託費	241,352		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1.　人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2.　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社等	ユービーエス証券株式会社	東京都千代田区大手町	744億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費、社会保険料などの立替	運用受託報酬 人件費(受取) 事務受託費 不動産賃借料	589 49,881 323,214 323,604	未収入金 未払費用	457,785 271,915
子会社等の子会社等	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	4,787	未収運用受託報酬	80
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	19.9百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務受託等	その他営業収益 事務受託費	183,078 373,834	その他未収収益 未払費用	9,007 120,085
	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	4百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務受託等	その他営業収益 事務受託費	19,380 183,298	その他未収収益 未払費用	10,892 98,829
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務受託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務受託費	34,138 149,327 208,185	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	10,873 71,920 155,798
	UBS Global Asset Management Holding Ltd	英国・ロンドン	1514百万英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	827	未収入金	827
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務受託等 人件費の立替	運用受託報酬 その他営業収益 事務受託費 給料・手当	31,580 409,985 238,370 58	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	9,823 144,380 103,590
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	858,885	その他未収収益	189,352
	UBS O'Connor LLC	米国・デラウエア	1百万米国ドル	資産運用業務及び兼業業務	なし	資産運用業務及び兼業業務	運用受託報酬 その他営業収益	141,199 379,019	未収運用受託報酬 その他未収収益	79,888 93,403
	UBS O'Connor Investors LLC	米国・デラウエア	2.5万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	28,318	未収運用受託報酬	28,318
	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	10百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	28,874	-	-
	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モーリシャス共和国・ポートルイス	2万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	8,443	その他未収収益	1,798
	UBS Global Asset Management (Hongkong) Limited	香港	2.5百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務受託等	その他営業収益 事務受託費	39,181 50,237	その他未収収益 未払費用	14,087 29,348

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
   人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第19期　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

（1）　親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエスエイジー(ロンドン証券取引所他上場)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ		現金・預金	200,740
							増加	4,382,881		
							減少	4,449,937		
							運用受託報酬	41,887	未収入金	8,358
							その他営業収益	287,882	未収運用受託報酬	34,988
							営業経費用－その他	42,504	その他未収収益	140,489
							給料・手当	11,873	未払費用	87,084
							人件費(受取)	791		
							事務委託費	223,284		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1.　人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2.　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	ユービーエス証券株式会社	東京都千代田区大手町	484億円	証券業	なし	人件費、社会保険料などの立替	事務委託費	314,152		
							不動産関係費	221,417	未収入金	287,549
							給料・手当	1,897	未払費用	287,158
							人件費(受取)	44,445		
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	9.9百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	7,528	その他未収収益	2,589
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	20百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益	137,339	その他未収収益	8,505
							事務委託費	301,212	未払費用	73,811
	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益	29,990	その他未収収益	13,083
							事務委託費	90,051	未払費用	43,081
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬	20,508	未収運用受託報酬	10,597
							その他営業収益	237,795	その他未収収益	157,342
							事務委託費	278,184	未払費用	117,007
	UBS Global Asset Management Holding Ltd	英国・ロンドン	151.3百万英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	10,415	未収入金	997
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬	32,830	未収運用受託報酬	5,199
							その他営業収益	433,120	その他未収収益	155,072
							事務委託費	353,109	未払費用	78,157
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	772,377	その他未収収益	201,288
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益	384,855	その他未収収益	102,441
	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	13百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	38,037	－	－
	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モーリシャス共和国・ポートルイス	2万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	4,711	その他未収収益	3,878
	UBS Global Asset Management (Hongkong) Limited	香港	150百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益	22,144		
							事務委託費	32,153	未払費用	14,917
	UBS Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ・フランクフルト・アム・マイン	7.8百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	3,878	未収運用受託報酬	3,878

取引条件及び取引条件の決定方針等

1.　事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。

3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	第19期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益	196,540円68銭 68,486円06銭	197,866円70銭 70,526円02銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	第19期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
当期純利益（千円）	1,479,299	1,523,362
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,479,299	1,523,362
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

＜訂正前＞

（1）受託会社

名称	資本金の額 (平成25年3月末日現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
UBS証券株式会社	77,450百万円 （平成25年10月末日現在）	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069百万円 （平成25年9月末日現在）	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成26年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200百万円 (平成26年6月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831百万円 （平成26年3月末現在）	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
髙木証券株式会社	11,069百万円 （平成26年3月末現在）	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（3）投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成25年11月末日現在)	事業の内容
UBS AG，UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）	3.8億スイス・フラン (約42,997百万円※)	有価証券投資サービスを総合的に、かつグローバルに行っているスイス国籍の総合銀行です。

※平成25年11月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１スイス・フラン＝113.15円）にて円換算

＜訂正後＞

（1）受託会社

名称	資本金の額 (平成26年3月末日現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
UBS証券株式会社	46,450百万円 （平成26年3月末日現在）	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069百万円 （平成26年3月末日現在）	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成26年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200百万円 (平成26年6月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831百万円 （平成26年3月末現在）	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
髙木証券株式会社	11,069百万円 （平成26年3月末現在）	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（3）投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成26年9月末日現在)	事業の内容
UBS AG，UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）	3.8億スイス・フラン (約43,726百万円※)	有価証券投資サービスを総合的に、かつグローバルに行っているスイス国籍の総合銀行です。

※平成26年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１スイス・フラン＝115.07円）にて円換算

独立監査人の監査報告書

平成２６年6月２６日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上 野 佐 和 子　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　志　保　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの第１９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成２６年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) １．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成26年9月19日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員　公認会計士　伊　藤　　志　保　印
業務執行社員

指定有限責任社員　公認会計士　湯　原　　尚　　印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳスイス株式オープンの平成26年2月6日から平成26年8月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳスイス株式オープンの平成26年8月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　１．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。